

総行市第26号
平成22年2月1日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」の一部改正について（通知）

現在、自動交付機の設置に伴い講ずべき安全対策等については、「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」（平成17年3月28日付け総行市第249号総務省自治行政局市町村課長から各都道府県総務部長あて通知）に基づき、その運用が適切に図られていることと存じます。

今般、住民の利便性向上に資するため、住民基本台帳カードの条例利用サービスの一環として、住民が住民基本台帳カードを用いてコンビニエンスストアのキオスク端末を経由して市区町村から住民票等に係るデータを取り寄せ、キオスク端末で印刷された住民票の写し及び印鑑登録証明書を手続きできるサービスが、一部の市区町村において、平成22年2月2日から開始されることとなりました。

同通知においては、自動交付機の設置に伴い講ずべき安全対策の一つとして、請求者識別カード若しくは印鑑登録者識別カード又は作成された証明書が取り忘れられた場合には、一定時間の経過後に自動交付機内に取り込まれる措置を講ずることとされているところですが、コンビニエンスストア等のキオスク端末を経由して証明書を交付する場合における措置について規定する必要があるため、同通知の一部を下記のとおり改正することとしましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づき、助言します。

なお、この旨を貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いします。

記

「住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について」の一部を次のように改正する。

2の(4)のアに次のただし書を加える。

ただし、請求者識別カードによる請求に基づきコンビニエンスストア等のキオスク端末を経由して証明書を交付する場合において、画面遷移による誘導、音声ガイダンス等による取り忘れ防止のための対策が講じられているときは、この限りではない。